

平成29年 5月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年 5月19日 (金) 午前9時30分

2 出席委員

荒川 由美子 委員長
小柳 茂秀 委員長職務代理者
三浦 溥太郎 委員
澤田 真弓 委員
青木 克明 委員 (教育長)

3 出席説明員

教育総務部長	阪元 美幸
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	島田 圭
教育総務部生涯学習課長	高木 厚
教育総務部教職員課長	金子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	伊藤 学
学校教育部教育指導課長	佐藤 昌俊
学校教育部支援教育課長	塚田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌原 徳宗
学校教育部学校給食担当課長	藤井 孝生
中央図書館長	山口 正樹
博物館運営課長	永嶋 省吾
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	武田 仁

4 傍聴人 5名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第3 議案第24号については、今後、市長が議会に提案する案件、日程第4 議案第25号から、日程第7 議案第28号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成29年4月22日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、10日水曜日に実施をいたしました、市立全学校・園と教育委員会合同防災訓練についてです。

これまで4年間は、太平洋におけるプレート地震を想定した津波災害への対応を主としたものでしたが、今回は、本市における発生について最も切迫性が高いと指摘をされている「三浦半島活断層群」を震源とする「直下型地震」を想定して行いました。

訓練内容は、学校現場での児童生徒の避難誘導、教育委員会との情報伝達訓練を中心に行いましたが、緊急時に備え訓練を重ねていくことの効果、重要性を改めて認識したところです。

次に中学校の運動部活動に関連する事項ですが、本年度は、神奈川県中学校総合体育大会が、8年に1度、7月27日木曜日から8月3日木曜日の日程で、この「横須賀ブロック」で開催されます。

そのための準備を兼ねて、県中学校体育連盟の評議委員会が11日木曜日にヨコスカ・ベイサイド・ポケットで開催されました。

県下各ブロック予選を勝ち抜いた精鋭中学生が集まる大会ですので、開催地の教育委員会としても、でき得る限りの協力をする旨、評議員会の席上挨拶をいたしました。

4図書館では、4月23日の「子ども読書の日」の関連事業として、「企画展示」や「おはなし会」等の各種催しを、4月22日から5月7日までの日程で催しました。

博物館においても、5月18日の「国際博物館の日」記念行事として、5月3日から7日まで国指定重要有形民俗文化財、「三浦半島の漁撈用具」の収蔵庫の

公開を行いました。

美術館は、4月に開館10周年を迎えました。

これを記念する意味を含め、前年度に、約5,000点の所蔵作品から68作家の作品68点を選び展示し、来館者の皆様に人気投票を行っていただき、上位となった作品を「所蔵品点 特集：みんなが選んだベストコレクション」として、「企画展 デンマークデザイン」と同時に開催をしております。

いずれの催しもゴールデンウィーク中、多くの方に観覧をしていただきました。

後ほど報告事項で所管課長から詳細に説明をいたしますが、4月15日から5月6日までの期間中、12種目にわたる「中学校総合体育大会」、13日には、「小学校児童相撲大会」が開催されております。

委員長にはご出席をいただき、ありがとうございました。

また、中学校では、5月16日を皮切りに6月8日までの日程で修学旅行が実施をされております。

春季に運動会を行う小学校は、明日、5月20日に2校が予定され、27日に26校、6月3日に3校が予定されております。残り15校は、秋に予定をされております。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第22号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第22号『教育職員手当等支給規則中改正について』をご説明いたします。

今回、議案として提出させていただきましたのは、教育職員手当等支給規則第5条の6第1項及び第2項、「期末手当基礎額等の加算」についてでございます。

神奈川県教育職員と横須賀市の教育職員の人事異動の活性化を図るため、本市教育職の給料、手当等はできる限り神奈川県に合わせるよう努めております。

神奈川県は、平成18年度に、現在の教育職給料表よりも高額であった高等学

校等給料表と中学校・小学校等給料表を教育職給料表に一本化し、さらに昇給の機会を年4回から年1回に変更いたしました。

例年4月に、県は、期末勤勉手当の職務段階別加算を受ける号給を職員にとって優位に変更することで、これらにより減額された給与の差額の調整を段階的に行っております。

このことから、本市も県の教育職員に準じて、平成19年度に教育職給料表の一本化を行ったため、県と同様の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日、6月1日といたします。

以上で説明を終えさせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第22号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第23号『横須賀市学校給食運営審議会規則制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校給食担当課長)

それでは、議案第23号『横須賀市学校給食運営審議会規則制定について』ご説明いたします。

本議案は、横須賀市給食条例に基づき、横須賀市学校給食運営審議会を設置するに当たり、審議会の運営について、必要事項を定めるための規則を制定しようとするものでございます。

なお、本審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要事項について審議する教育委員会の附属機関という位置づけになります。

本市では、平成30年度に給食費の公会計化を予定しておりますが、公会計化に向けては、平成29年度中に教育委員会で給食費の額を決定する必要がございます。その際にも、本審議会に諮問し審議していただいた上で、教育委員会に事務局案としてご提案をさせていただく予定であります。

それでは、条文の内容につきまして、ご説明させていただきます。

議案の1ページをごらんください。

第1条でございますが、本規則は、横須賀市学校給食運営審議会の運営について定めるものであることを規定します。

次に、第2条でございますが、第1項は、委員は第1号の市民から第6号のその他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱または任命

すること。

第2項は、委員の任期を2年とすることと定めるものでございます。

なお、委員の人数は、横須賀市給食条例で15人以内と定められております。

第3条から、2ページの第5条につきまして、第3条では委員長の設置と選出及び職務を、第4条では審議会の会議の招集、開催要件、会議の議事を、第5条では委員以外の者の出席についてそれぞれ定めるものでございます。

第6条につきましては、この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める旨、規定するものでございます。

附則関係ですが、第1項で、施行期日を平成29年6月1日と定め、第2項で関係規則の改正として、教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正いたします。

お手数ですが、3ページをごらんください。

改正内容は、横須賀市学校給食運営審議会が条例に基づく教育委員会の附属機関となることから、教育委員会事務局等事務分掌規則の第22条第2号の表に朱書きのとおり、横須賀市学校給食運営審議会を追加いたします。

以上で、議案第23号についての説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第23号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『通学路の交通安全確保に向けた平成28年度合同点検結果について』

（教育指導課長）

それでは、教育指導課から、『通学路の交通安全確保に向けた平成28年度合同点検結果について』ご報告いたします。

説明資料の1ページをごらんください。

1の概要についてですが、市内全ての小学校を対象に、平成24年度から小学校、PTA、教育委員会、市民安全部、道路管理者、警察署が合同で通学路の点検を行っています。

2の平成28年度点検結果についてです。市内の小学校46校のうち20校から報

告があった53カ所の危険箇所の合同点検を実施しました。

2ページをお開きください。

危険箇所のフロー図になります。危険箇所の対策内容としては、ドライバーへの注意喚起を促すための路面表示や交差点のカラー化などのハード対策が必要なものが34カ所。児童への交通安全指導などのソフト対策が必要なものが19カ所となりました。

今後の取り組みについてです。ハード対策の34カ所のうち、平成28年度中に武山小学校校門前の歩行者通行帯設置などの10カ所については対策を実施しました。

平成29年度は、夏島小学校の歩行者安全確保を図るための路側帯のカラー化など、23カ所で対策を実施する予定です。平成30年度以降に予定している1カ所は、浦郷小学校通学路にある交差点への信号機設置です。

3ページをごらんください。

ハード対策実施箇所の進捗状況です。点検を始めた平成24年度からの5年間で、延べ297カ所の危険箇所が抽出されました。平成28年度末までに、259カ所の対策が完了しています。平成28年度は34カ所で、平成27年度と比べ横ばいとなっています。

対策内容としては、横断歩道など路面表示の補修などが多く、また、新たにゾーン30の区域指定が対策として加わっています。平成29年度には、37カ所の対策を実施する予定です。

4ページには武山小学校区、5ページには大塚台小学校区の対策工事の施工前と施工後の写真を、6ページには、本年度、路側帯のカラー化を予定している夏島小学校の現状とイメージ写真を添付してありますので、後ほどご参照ください。

通学路の合同点検結果についての報告は以上です。

(澤田委員)

2点確認をさせていただきたいと思います。

1点目は、今後の取り組みですが、30年度に1カ所、浦郷小学校通学路の信号機設置ということでしたが、財政的なこと等があるのかとも思うのですが、30年度設置までの安全の確保はどのように対応をしていくのでしょうか。

2点目は、ソフト面での対策で、各所より指導等がなされると思うのですが、その指導の定着、効果があらわれるようにしなければいけないと思っています。ソフト対策の評価、見直しというところは、またこの28年度の点検と同じような形でされるのでしょうか。以上、2点、お願いします。

(教育指導課長)

まず、浦郷小学校の信号機の設置ですが、さまざまな地域の方々との折衝、また、その有無については、警察のほうもそこに設置するには一定の地域のご理解もいただかなければいけないということでは、ある程度の一定期間が必要だというふうに伺っております。

その間につきましては、横断歩道を渡る分については、まずはやはり子どもへの指導と、それからさまざま地域の方々のご協力をいただきながら見守り隊というようなところでもご協力をいただいて、現状でもそういったところの中では、交通安全の確保に努めているということでございます。

それから、子どもへの指導につきましては、もちろん日ごろの担任の先生からのご指導や、例えば交通安全期間等の部分の中で、朝会等での校長先生からのご指導も含めて、それから、子どもたちには交通安全の教室というものが小学校では学年段階に応じて実施されておりますので、そういった取り組みを通しながら、子どもたちには安全への、例えば交通安全のルール等を守るだとか、そういったところの注意喚起というのは継続して行っておりますので、そういった意味では子どもたちには、意識を向上させるということについては学校としても図られているというふうに認識をしております。

(澤田委員)

ありがとうございました。

報告事項（２）『平成29年度横須賀市中学校総合体育大会の結果について』

(保健体育課長)

平成29年度横須賀市中学校総合体育大会の報告をさせていただきます。

この大会は、市内全ての公立中学校23校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加し、14種目で競い合う、年に1度の総合体育大会であります。

4月15日土曜日に、横須賀市総合体育会館で行いました総合開会式をスタートに、「はまゆうの 北限の地で 花開け」のスローガンのもと、各種目ごとに、多くの保護者や関係の方々のお支えをいただきながら熱戦を繰り広げました。

好天に恵まれ、予定どおりの日程で進行をし、大きな事故や混乱もなく、5月6日の陸上競技の部の12種目まで、ほぼ順調に大会が終了しましたことをここにご報告いたします。

また、本年度の各競技へのエントリー者数が、駅伝競技を除く総数で4,114名となっております。競技結果については、資料にお示ししたとおりでございます。

す。

委員の皆様には、総合開会式の出席もあわせ、ご支援ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

なお、残りの種目について、水泳競技は8月20日日曜日に鴨居中学校、駅伝競技は10月21日土曜日に馬堀海岸コースで開催予定でございます。

以上報告でございます。

(質問なし)

報告事項(3)『第42回横須賀市小学校児童相撲大会の結果について』

(保健体育課長)

第42回横須賀市小学校児童相撲大会の報告をさせていただきます。

大会は予定どおり5月13日土曜日に、横須賀市総合体育会館メインアリーナで行いました。

市内小学校44校632名の児童が参加をし、各校5、6年生の代表選手で競い合い、種別は5、6年生の階級別個人戦と、5年生2名、6年生3名からなる団体戦で行いました。

チーム一丸となって優勝を目指す姿が見られ、保護者を初めとする関係の皆様からもたくさんの応援をいただき、大盛況の大会となりました。競技結果については、資料にお示ししたとおりでございます。

報告は以上になります。ありがとうございました。

(質問なし)

報告事項(4)『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項の(4)『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告いたします。

報告資料の1ページをごらんください。

中学校完全給食実施に向けた検討に当たり、これまで市議会及び各検討組織等でいただいた意見等々、「横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告書」を受けまして、学校関係者から出た意見、報告書の実施方式別比較表

に表示された項目ごとにこちらを整理をいたしました。

なお、今回は実施方式を検討するための意見整理という趣旨から、実施方式に関連すると思われる意見等を抽出をしております。

なお、2ページ以降に掲載している意見等のうち、報告書提出以降に出された意見は、丸数字に下線を引いております。

また、質問や意見の末尾に、どの会議等で出た意見か、また、会議の場以外で意見集約をしたものについては、どこから出た意見であるかについて、それぞれ記載のとおり略称で表記をしております。

資料の2ページをお開きください。

まず、1 整備概要についてです。

報告書記載内容の部分につきましては、報告書にある実施方式別比較表の内容を参考に記載しておりますが、この部分は今回、説明は割愛し、関連する意見等を中心にご説明をさせていただきます。

次に、2 整備の実現性についてです。

恐れ入ります、3ページをごらんください。

自校方式について、③にありますように、給食室の候補場所によっては授業のカリキュラムや体育の授業、部活動などに影響が出る可能性もある。非常に大きな課題であると認識しているが、既存施設を移設してまで自校方式でやるべきなのか、現場にどの程度影響があるのかということも検討していかなければならないと思う。現場の意見を大切にしながら進めていただきたいという意見のほか、学校関係者からは④にありますように、給食室設置候補場所が学校敷地の奥のほうとなっている場合、毎日食材の搬入車両が往来することを考えると、生徒の安全面に不安があるといった意見や、⑤にありますように、グラウンドの端が設置候補場所になっている場合、部活動の活動場所が確保できなくなり、安全面に不安があるという意見。⑥にありますように、技術室を移設する場合、移設先や工事期間中の授業について心配しているといった意見など、新しい施設を整備することにより、安全面の確保や教育活動に支障が出ないかを懸念する意見がありました。

4ページをお開きください。

センター方式について、①にありますように、工業系用途地域の土地を購入する場合、土壤汚染が見られる事例が多いので、そういったリスクも含めて検討したほうがよいという意見や、②にありますように、センター方式の一番の課題は、土地の取得ではないかと思っているといった意見のほか、③にありますように、導入に当たり、給食施設や設備の増改築工事による学習活動への影響が少ないという意見もありました。

親子方式に関しては、①にありますように、工夫して熱風消毒保管庫を設置

する想定をしているようだが、実際に設置することができるのかという質問のほか、②にありますように、常葉中学校が諏訪小学校と組み合わせができない理由について質問があり、諏訪小学校はドライシステムの給食室で部屋が区分されているため、回転釜を増やすことが難しく、常葉中学校の分を作るのは困難との判定になったと回答をいたしました。

次に、3 給食開始までの期間については、センター方式に関して、①にありますように、新たに土地を探して購入することと持っている土地を売却せずに使用することは、費用面の考え方で言えば同じであると考えます。ただし、実現にかかる期間という点で違いがあるというご意見や、5ページをごらんいただきまして、②にありますように、新たな土地を購入する場合、場所の設定、用地交渉などの手順に要する期間が、中学校完全給食の実現を要望している方々が待てる期間にならないのではないかと思います。

なお、旧平作小学校は市有地であり、用地取得費がかからない。建築基準法第48条ただし書きの手続は、適切な理由を示すことができれば、可能性はあると考えているといった意見がありました。

次に、4 全校への提供時期について。

全般にかかわる内容として、①にありますように、自校方式、親子方式で給食開始時期が学校によって異なると、学校選択制で選択可能な場合、給食を実施している学校に行かせたいと考えるのではないかと思いますという意見や、②にありますように、自校方式や親子方式でも、公民連携で民間がまとめて整備する、または運営まで行うのであれば、毎年5校ずつではなく一斉に整備できる可能性もあるので、この方向性も優先的に検討いただきたいといった意見もありました。

また、自校方式に関しては、①にありますように、全校一斉の提供開始は困難であるという意見。センター方式に関しては、①にありますように、各校統一した実施方式で、かつ、開始時期に差がない導入を考慮すると、予算面からも最も現実的であるといった意見がありました。

6ページをお開きください。

5 ドライシステムについてですが、全般に関して、①にありますように、学校給食は安心安全であることが第一である。献立作成や使用食材の選定、衛生管理はもちろんだが、食物アレルギーを有する児童生徒が増加している現在、アレルギー対応の調理ができるドライシステムの調理場を希望するといった意見や、親子方式に関して、①にありますように、増床だけでなく、ドライ化するとさらに費用が増加することについて、各検討組織にもドライ化しないことを明示したほうがよいとの意見がありましたので、給食室をドライ化すると、単に表面の仕上げ等が変わるだけではなく、新しい衛生管理基準に基づき、部

屋の区分などが必要となる。これに伴い、さらに面積が必要となり、改修や増築の費用が高くなるので、ドライ化しない想定であることをお伝えをいたしました。

また、②にありますように、親子方式の場合、ドライシステムではない給食室を改修することになるので、衛生管理の評価が低くなってはいるが、小学校では現行の基準を満たしていないが、ドライ運用という形でその基準に近づけるべく努力をしているといった意見もありました。

7ページをごらんください。

6 小学校への影響についてですが、報告書には、自校方式、センター方式の場合は影響がないと記載されていましたが、自校方式の場合は、①にありますように、中学校で調理員を確保するために、小学校調理員の人事等に大きな影響が及ぶことが懸念されるといった意見がありました。

一方、センター方式に関しては、①にありますように、今給食を食べている児童や現場で働いている調理員、栄養教諭、学校栄養職員に影響が出ないためには、センター方式がよいといった意見がありました。

親子方式に関しては、②にありますように、工事期間中の小学校の昼食について質問がありましたので、弁当持参か事業者からの弁当提供等の対応策が考えられる。現在の想定では、夏休み中に工事を行っても、2カ月程度は給食の提供ができなくなると回答をいたしました。

また、④にありますように、運搬用の大型車両の出入りが増えることで、校内外での事故等のリスクが考えられ、児童の安全に支障が出るおそれがある。児童の下校時間と食器等の回収による運搬用の大型車両の出入りが重なると事故のリスクが増えるといった意見のほか、⑤にありますように、調理員の増員による人員管理や異物混入、食中毒等の事故対応等が全て親校となる小学校の負担となるおそれがあるといった意見もありました。

8ページをお開きください。

親子方式の場合の小中学校間の連絡に関連して、⑧にありますように、栄養教諭、学校栄養職員、調理員ともに小中学校間の連携が必要となるが、学校行事や休校等で小中学校の給食実施日が異なる場合の対応や、調理員の勤務のあり方など、運営面、安全管理面等に課題があるという意見や、⑨にありますように、中学校と小学校間での調整が必要となることが考えられ、調整するのは管理職、教頭同士になることが予想されるが、教頭職は多忙であり負担が心配であるといった意見もありました。

9ページをごらんください。

8 既存遡及（単体規定）についてですが、親子方式に関して、①にありますように、小学校の給食室を増築する場合、給食室がある校舎は古いため、既

存校舎の構造に対して制限がかかる。また、既存校舎の構造を現行基準に合わせなければならなくなるが、それが構造的な面からできない可能性もある。増築なしの場合でも、校舎内の耐震壁を抜いて空き教室とつなげるような工事があれば、既存校舎の構造に問題がないか精査する必要がある。このように、親子方式にはさまざまな課題があるといった意見がありました。

10ページをお開きください。

11 配送時のリスクについて、11ページになりますが、自校方式に関して、①にありますように、交通事情等による配送の遅れや誤配送のリスクがないといった意見がありました。

センター方式に関しては、①にありますように、単純計算では1台で2校配送することになるが、調理後2時間以内の喫食を目指すには、どのような組み合わせや配送ルートを設定するかが重要だと思ふという意見や、③にありますように、配送時間がかかること、事故のリスクがあることなどが課題として考えられるといった意見がありました。

次に、12 衛生管理等については、報告書の記載内容に対し、全般に関しての①にありますように、センター方式は施設数が少ないため管理しやすいとの評価があるが、1カ所の人員は多い。自校、親子方式は、施設数は多いが1カ所の人員は少ないため管理しやすい側面もあるといった意見がありました。

12ページをお開きください。

13 食中毒発生時の影響について、全般の①にありますように、他都市で発生したような食材由来の食中毒は想定しているか、共通の食材を使用するのであれば、原因究明という点ではセンター方式のほうが容易となる場合もあるとの質問がありましたので、他都市で発生したような食材由来の食中毒は想定していない。自校方式でも共通の食材を使用する場合、食材由来の食中毒が起これば被害は大規模なものとなると回答をいたしました。

また、自校方式に関しては、食中毒などの影響を最小限に抑えることができ、原因究明がしやすいという意見。センター方式に関しては、食中毒や異物混入が発生した場合、全ての中学校で対応しなければならない、また、かかわる生徒、教職員が多数となるといった意見がありました。

13ページをごらんください。

14 献立、調理工程などについてですが、センター方式に関して、献立作成に制限を受けるのではないかとと思われるといった意見がありました。

親子方式に関しては、①にありますように、現在の回転釜の容量は180リットルだが、報告書で想定されているように、毎日、350食炊くのは、現場の調理員としては非常に厳しい作業となるとの意見や、②や③にありますように、施設、設備面の現状を改善する必要性や作業工程、調理員の配置人数についても十分

検討する必要があるといった意見がありました。

また、④にありますように、自校献立等で生活科で作った野菜等を食材にすることができているが、そういったことも難しくなるのではないかという意見もありました。

14ページをお開きください。

15 食物アレルギー対策についてですが、自校方式に関しては、15ページの②にありますように、家庭と学校や関係職員の連携が図りやすく、情報の共有や管理がしやすいという意見や、③にありますように、給食にかかわる職員が食物アレルギーを有する生徒を直接知ることができ、誤配食等のリスクが軽減される。また、対応する生徒数が限られ、発注や配送の工程が少なく、事故リスクが軽減されるという意見のほか、④にありますように、食物アレルギーの発症が疑われる状況が発生したときに、原因究明がしやすいという意見。⑤にありますように、日常の食物アレルギー対応を給食以外の場面、調理実習や校外学習でも活用することができるといった意見がありました。

センター方式に関しては、①にありますように、現在小学校ごとに食物アレルギーに対応できる範囲に違いがあるが、センター方式により、対応できる範囲が広がれば、給食を提供できる子どもが増え、市で統一した対応をとることができるという意見や、③にありますように、対応する職員の配置や専用調理室の設置等が他の方式に比べて整備できる可能性が高いなどの意見がありました。

親子方式に関しては、②にありますように、小学校から中学校へ食物アレルギーの対応をそのまま引き継ぐことができるという意見がある一方、③にありますように、親子方式のメリットは、小中学校が連携して食物アレルギーなどについて継続して対応できる点だと考えていたが、必ずしも連携している小中学校同士で組み合わせることができないのであれば、そのメリットが生かされないと感じたといった意見もありました。

また、④にありますように、栄養教諭、学校栄養職員が全校配置されていない中で、食物アレルギーへの対応に万全を期すことができるか危惧しているなどの意見がありました。

16ページをお開きください。

16 食育についてですが、全般の③にありますように、食材調達に食育にとって非常に重要だと思う。これまで小学校で調達してきた手法もあると思うが、地産地消にかなり力を入れている自治体もあるという意見などがありました。

17ページをごらんください。

自校方式に関しては、②にありますように、小学校と同様に温かくおいしい給食を安心して食べることができるといった意見や、④にありますように、栄

養教諭、学校栄養職員や調理員が生徒と直接かかわることができるので、食育が充実するなどの意見がありました。

18ページをお開きください。

17 運営の柔軟性について、自校方式に関しての①にありますように、学校行事等による食数の変更に対応することができるといった意見がありました。

一方、センター方式に関しては、細かい発注の変更等は難しくなるかと思うという意見。親子方式に関しては、現在、小学校では校外行事等の時間に合わせて給食の提供時間を調整することがあるが、親子方式となった場合、できなくなるのではないかといった意見がありました。

19ページをごらんください。

18 児童生徒数の増減についてですが、全般の③にありますように、児童生徒数が非常に少ない学校に、自校方式や親子方式で給食施設を整備することはあり得ないと思うといった意見や、④にありますように、今後の学校の統廃合などのことを検討に入れつつ、実施方式を決めていくのかという質問がありましたので、今後、小中学校の適正配置について考えていくことになるが、現時点で学校に関する適正化配置計画はできていないので、その可能性を含めた検討を行うことは難しい。ただし、給食室を整備した中学校や、親子方式の親校となる小学校が統廃合の対象となる可能性は、方式ごとのリスクとして検討に含まれてくるものと考えていると回答をいたしました。

20ページをお開きください。

20 その他には、19までの項目に該当をしない内容の意見について記載をいたしました。

まず、全般にかかわる内容として、事業費を抑えることもそうだが、災害時に活用できる給食室として、地域に役立つ施設を整備することにより、直接の受益者でない市民の方からも賛同を得られるのではないか。

一方で、給食センターを災害時に活用できるように整備した他自治体の例があるが、災害時に施設が無事でも、その施設でどの程度の人数の食事を提供できるのか、食材を確保できるのか、どのように配送するのかなどについては課題があるという意見がありました。

自校方式に関しては、①にありますように、現在、学校には多くの職種の方が勤務しており、調理員として新たな職種の方が導入されると、人事管理面で管理職の負担が増えることが予想されるといった意見や、21ページをごらんいただきまして、③にありますように、自校直営方式の小学校で積み上げてきた教育としての学校給食を中学校給食でも引き継いでいくことができる形になることを強く希望するといった意見がありました。

センター方式に関して、①にありますように、防衛省関係の予算は、本市独自の一つの財源で活用したほうがよいと思うので、市長部局とよく連携をとり、方策の一つとして検討をしていただきたいなどの意見がありました。

以上のとおり、これまでいただいてきた意見等を整理をいたしました。

なお、本報告につきましては、5月23日に開催予定の市議会、中学校完全給食実施等検討特別委員会においても、ご報告をさせていただきます。

以上で、報告事項（4）『中学校完全給食に向けた検討状況について』の説明を終わらせていただきます。

（荒川委員長）

では、私からよろしいでしょうか。

まず、これを読ませていただいて、多くの方がご意見をくださっていることについて、本当にありがたく思いました。

さらに、今回の報告の中では、より具体的に現場の校長先生であったり、栄養教諭の方であったり、調理員さんたちのご意見が出てきているのですが、先ほどおっしゃったように、会議以外でのこういう方々のご意見というのはどのように集約されたのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思いました。

（学校給食担当課長）

1 ページ下のほうの部分になりますけれども、中学校完全給食推進連絡協議会という会議の場で1度、調査結果の報告を昨年度末させていただきました。

その後、会議を開催するいとまがなかったものですから、それぞれのそこに参加をされている、例えば中学校の校長会から参加されている校長先生ですとか、教頭会、小学校の校長会、さまざまなジャンルの方々がそれぞれご自身の所属の団体に持ち帰っていただいて、集まっていたり、いろんなやりとりをする中で、取りまとめたいただいたものを今回こちらのほうに提出いただいて、そちらの報告をまとめたという形で整理しております。

（荒川委員長）

ありがとうございます。

（小柳委員）

質問ではありませんけれども、先日、立川市のセンター方式を横須賀市議会の議員の皆様とご一緒に見学させていただきました。

立川市は、昭和45年と昭和50年に設置したセンター方式の2つの施設が老朽化して、新たに最近建て直して、昔は2つだったのを1つにした、そういった

最新の機器を見学させていただいたんですけれども、それを見学したときに、老朽化という問題を改めて感じた。当市で、今新たに何らかの方式を導入したときに、30年後、40年後、50年後にどういう状況になっているのか、生徒数も含めて。あるいは、学校の今の施設の状況、施設の建てかえなども考えなければいけないでしょうし、意見の中に入っていた小中学校の統合の問題もあると思います。個別の統合を今、具体的に検討に含めることはできないと思いますけれども、30年後、50年後の学校のあるべき姿とあわせて検討していただければと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

報告事項（5）『平成28年度図書館利用者アンケートの結果について』

（中央図書館長）

それでは、報告事項（5）『図書館利用者アンケートの結果について』ご報告いたします。

お手元の資料、「図書館利用者に対するアンケート集計結果報告」の1ページをごらんください。

まず、この調査の概要でございます。

1の目的ですが、図書館利用者のニーズ、意見や満足度を把握し、サービスの向上、今後の図書館運営に役立てるために実施をいたしました。

次に、2の対象から5の回収数につきましては、記載のとおりでございます。

次に、資料の2ページをお開きください。

資料の2ページ、3ページは、アンケート回答者についてのデータでございます。

アンケート回答者の年齢別でございますが、児童図書館とその他の図書館という区分で表記をいたしました。一般の図書館である北、中央、南図書館では60代の利用者が最も多いのに対しまして、児童図書館では30代、40代の利用者が多いことがわかります。

資料の3ページでございます。

利用者の住所地ですが、ほとんどが本市の居住者であることがわかります。

続いて、資料の4ページをお開きください。

このページ以降は、来館者への設問になります。前回、平成22年度に行った調査結果の数値が括弧書きで表記されております。

まず、利用頻度についての質問です。月に数回の利用者が6割を超えます。これは貸出期間が15日間ですので、そのサイクルでの利用者が多いことが想定されます。

資料の5ページから資料の10ページにつきましては、貸出期間、予約本の受け取り期間、資料の取りそろえ、レファレンスサービス、図書館ホームページについての質問で、結果は記載のとおりとなっております。

次に資料の11ページをごらんください。

図書館の開館時間についての設問です。現在、市立図書館の開館時間は、全ての曜日、午前9時30分からの開館時間となっております。ごらんのとおり、開館時間については58.3%の方が変更しなくてよいと回答しておりますが、変更してほしい方の多くは午前9時の開館を希望しております。

次に資料の12ページから14ページまでは、閉館時間についての調査になります。市立図書館では現在、午後5時20分まで開館しております。児童図書館以外の館では、木曜日、金曜日は2時間延長をいたしまして、午後7時20分までの夜間開館を行っております。

12ページの平日の火曜、水曜日の午後5時20分閉館についての設問は、変更しなくてよいは約5割を占めておりますが、変更してほしい利用者では、18時閉館が最も多い割合となりました。

13ページの平日の木曜、金曜日の夜間開館日の閉館時刻については、8割近い方が変更しなくてよいと希望しており、変更してほしい利用者では、午後8時閉館の希望が最も多い割合となりました。

14ページの、土曜日祝日の閉館時間については、平日の火曜日、水曜日のデータと似た傾向となっております。

資料15ページをごらんください。

月曜日を開館したときの利用に対する設問です。月曜日を開館した場合に利用すると答えた割合は56.5%で、前回の平成22年度の調査のときと変わらず、大きな数値となっております。

資料の18ページをごらんください。

集計結果の分析として、(1) 前回調査より40代の利用者の割合が増加していますが、10代、20代の利用者は引き続き少ない利用にとどまっております。

(2) レファレンスサービスについては利用したことがないという回答が7割を超えていることから、認知度を広める方法や、気軽にカウンターで相談できる方策の検討が必要かと思われま。

(3) 開館閉館時刻については、現状どおりとする意見が半数以上を占めますが、午後5時20分で閉館している平日の火曜、水曜、そして土曜、日曜、祝日の閉館時間を延ばす意見も多いことから、毎日同じ時刻に閉館することを希望している方が多いことが見てとれます。

また、月曜日開館については、前回の調査同様、半数以上の方が開館すれば利用すると回答しています。

図書館ホームページについては、十分に活用されていないことが読み取れ、機能重視のサイトから、見て楽しめるサイトにしていく必要性や、スマートフォンや児童向けの多様化したサイトの併設なども検討課題と考えております。

今回の調査は、これからの図書館の在り方検討の中で活用させていただきたいと考えております。

また、この調査結果については、全議員配布を行い、ホームページへの掲載をさせていただく予定であります。

以上で、『平成28年度図書館利用者アンケートの結果について』の報告を終わります。

(質問なし)

委員長 日程第3、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成29年5月19日(金) 午前10時41分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子